

コンタクトレンズ検査料

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、四国厚生支局長に届出を行っております。

令和6年6月1日

*コンタクトレンズ診療にかかる点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合は、外来診療料が算定されます。

初 診 料	291 点
外 来 診 療 料	76 点
コンタクトレンズ検査料1	200 点

◆診療医師名：宮本龍郎(眼科指導医)

◆眼科診療経験：厚生労働省の施設基準に定める
経験を有しています。

*上記についてご不明な点はご相談ください。